

平成28年度 厚生労働省介護職員資質向上促進事業

介護プロフェッショナルキャリア段位制度

評価者 アセッサー 講習 受講者募集のご案内



- ・介護キャリア段位制度は
OJT・評価を通じた介護の実践的スキルの定着、向上をねらいとします
- ・本講習を通じて、介護事業所・施設内で評価・OJTを行う評価者（アセッサー）を養成します。

5/31より
受付開始！

好評につき、今年度は **2期（2回）** 開催！

第1期

第2期

講習期間	7月下旬～9/13	9月中旬～11/8
集合講習	9/13(火)	11/8(火)
集合講習 (予定地)	北海道 宮城 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 石川 愛知 大阪 兵庫 岡山 広島 愛媛 福岡 鹿児島	青森 福島 栃木 群馬 東京 神奈川 富山 長野 静岡 愛知 大阪 奈良 鳥取 広島 山口 高知 福岡 熊本 ^{※(変更等可能性あり)} 沖縄
申込受付	5/31(火)～6/28(火)	5/31(火)～8/9(火)

講習内容 : テキスト学習/eラーニング受講・トライアル評価(6週間)/集合講習(1日)
※アセッサーになるには、上記全履修と、集合講習時の確認テストに合格することが必要です。

受講料 : 18,500円(税別) (※別途 120円(税別)の取扱手数料)
(講習テキスト、eラーニング受講、トライアル課題、集合講習をすべて含みます)

申込方法 : 介護キャリア段位制度ホームページよりお申し込みください。
<http://careprofessional.org>

介護キャリア段位

検索

備考 : ・受講にはインターネットにつながる、パソコン環境が必要となります。
・自治体により、受講に係る助成の制度等がある場合があります。

お問い合わせ : 一般社団法人 シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部
TEL:03-5402-4882 (電話受付10:00～17:00 土日祝休)
Email: careprofessional@espa.or.jp

評価者（アセッサー）講習

介護キャリア段位制度とは？

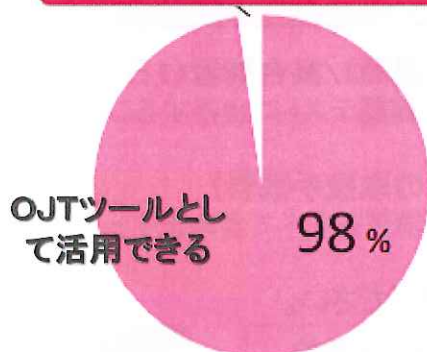
- 介護キャリア段位制度は、OJT・評価を通じて介護職員の実践的スキルの定着、資質向上をはかることを目的としています。
- アセッサーは、OJT・評価を通じた人材育成を実践します。

取組み状況

アセッサーの声

- 既に全国で約12,000名のアセッサーが養成され、評価と育成を実施しています。
- 98%のアセッサーがOJTツールとして活用できると評価。
- 96%のアセッサーが、講習は「現場で指導を行っていく上で有意義」と評価。
- 介護技術基準が明確に示されることで、「技術の標準化する」「計画的なOJTができる」と評価。

OJTツールに活用



n=3,961

有意義な講習



n=3,943

平成27年度アセッサー講習アンケート

お問い合わせ：一般社団法人 シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

TEL:03-5402-4882（電話受付10:00～17:00 土日祝休） Email: careprofessional@espa.or.jp

介護キャリア段位制度ホームページ <http://careprofessional.org>

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内①

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。介護キャリア段位制度は、有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、これらの施策を活用しつつ、積極的な導入を図ってください。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件Ⅱを満たすことになります。

②賃金制度の整備に対する助成【職場定着支援助成金】

介護事業主が、介護キャリア段位制度を活用して、新たな客観的な職業能力評価基準に基づく賃金の格付けを導入・実施した場合に50万円を支給します。また、賃金制度整備計画（※）期間終了1年経過後・3年経過後に、介護労働者の離職率の所定の目標を達成した場合にそれぞれ60万円・90万円を支給します。

※ 整備を予定している賃金制度の内容などを計画したものをいいます。

③職業能力評価制度導入に対する助成【キャリア形成促進助成金（制度導入コース）】

介護事業主が継続して人材育成に取り組むために、介護キャリア段位制度を活用して新たに職業能力評価制度を導入し、実施〈ジョブ・カードの介護職員への手交〉した場合50万円（25万円）を支給します。

※（ ）内金額は大規模な介護事業者の場合

※ 実施する介護職員数は、対象事業所の規模によって異なります。

※ ②・③の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、上記は平成28年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内②

④ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの評価シートを作成できます。これにより、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施できます。また、介護職員も、ジョブ・カードを採用面接に活用できます。

⑤職業訓練の実施に対する助成 【キャリアアップ助成金（人材育成コース）】

有期契約労働者等（＊１）に対して、介護キャリア段位制度を活用した有期実習型訓練（＊２）を実施する介護事業者に対して、一定の支給要件（＊３）を満たせば、右表の助成が行われ、処遇の改善などキャリアアップを促進します。

- ＊１ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）
- ＊２ ジョブ・カードを活用した、OFF-JTとOJTを組み合わせた３～６か月の職業訓練
- ＊３ 主な支給要件
 - ・管轄労働局長の確認を受けた訓練を実施する事業主であること
 - ・対象労働者が訓練を実施する事業所において、訓練の終了日または支給申請日に雇用保険被保険者であること 等

Off-JT（座学）		OJT （キャリア段位）
賃金助成	経費助成	
介護職員１人 １時間当たり ８００円 〔５００円〕	介護職員 １人当たり 最大３０万円を 上限 〔２０万円〕	介護職員１人 １時間当たり ８００円 〔７００円〕

注：〔 〕内は、大規模な介護事業者の場合

注：経費助成の上限額はOff-JTの訓練時間数に応じる

※ ④・⑤の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、上記は平成28年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。